

議案第 1 4 号

新座市高齢者いきいき広場条例の一部を改正する条例

新座市高齢者いきいき広場条例（平成 1 2 年新座市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(休館日) 第 4 条 いきいき広場の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) [略] (2) <u>火曜日</u> (3) [略]	(休館日) 第 4 条 いきいき広場の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) [略] (2) [略]

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市高齢者いきいき広場の休館日を改めたいので、この案を提出するものである。